

もっと知りたい
ちっごの課題

常任委員

厚生委員会

委員長
山下 秀則

来春から廃プラの 分別回収開始

委員会では、条例制定1件、補正予算3件、財産取得1件について審査した。筑後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は、



秋から行政区での説明会始まる
(写真は該当となる廃プラ)

来年度から「廃プラスチックの分別回収」を市内全域で実施するため新たに作成する専用の指定袋代を定めることなどの内容。

委員より「販売手数料は1枚あたりか売上高比率か。異物が混入していた場合の対処は。処理業者から返品された場合は八女西部に持って行くのか」との質問があった。執行部の答弁は「大も小も1枚3円の手数料である。異物については現在でもステーションに注

意を促すチラシを貼って残しているので、同様の扱い。業者から返品された物は、当面は八女西部へ搬入する」と答弁があり、賛成多数で原案可決した。

平成23年度筑後市一般会計補正予算のうち、廃プラ回収については、回収業者選定など今年度内に行う費用が含まれている。委員からは「回収業者の資格はどうなるのか」との質問があった。

執行部の答弁は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の中で、市が収集を委託する場合、業者が業務の実施に關し相当の経験を有する者であること等の基準がある。収集、運搬を確実に履行でき、環境保全・公衆衛生の向上の観点から相応の業者を選定する」との答弁があった。全員賛成で原案可決。他3議案についても全員賛成で原案可決した。

備業者の不安があった。市は新たな支出はしない、との考えのもとで、施工業者に補償させることが決まらなると契約変更もできないということもあり、今回和解ということになった」との答弁があった。



建て替え中の休憩施設「恋ぼたる」

